

大川小学校プール解体工事設計監理業務 特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務委託名称 大川小学校プール解体工事設計監理業務
2. 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和9年3月19日まで
3. 敷地概要
 - 1) 敷地の場所 糟屋郡粕屋町戸原東3丁目5番1号（大川小学校） 地内
 - 2) 敷地の面積 13,196.95 m²
(本工事施工範囲：約 1,000 m²)
4. 工事概要
 - 1) 対象施設
プール施設（付属棟を含む） 解体
プール施設用地（周辺を含む） 整地（砕石敷き）まで
 - 2) 業務の概要
本業務は、令和7年度より水泳授業の外部委託を実施することを受け、プール施設を解体撤去し、同地を臨時駐車場（砕石敷き）として整備するための設計を行うものである。
 - 3) 工事発注時期
令和8年10月

II. 設計業務

1. 業務の内容
前述の「4. 工事概要」の設計業務
 - 1) 設計 条件等の整理
 - 2) 既存建物調査
 - 3) 設計方針の策定及び 設計図書の 作成
 - 4) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び 関係機関との打合せ
 - 5) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - 6) 積算業務
 - ・ 工事内訳書の作成
 - ・ 数量調書、数量計算書 の作成
 - ・ 単価作成資料の作成
 - ・ 見積徴収、見積検討資料の作成
 - 7) 概算工事費の検討
 - 8) 設計内容の発注者への説明等及び説明等に用いる資料等の作成

大川小学校プール解体工事設計監理業務 特記仕様書

9) 石綿含有建材の事前調査 5 検体 程度を想定

2. 設計期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

3. 設計の留意事項

1) 設計にあたって、特に指示がない限り、次の仕様書類を採用すること。

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電機設備工事編）」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事 編）」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準・同要領」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準」

2) 数量計算は、「国土交通省公共建築工事積算基準」及び「公共建築数量積算基準」による。

3) 工事における重機の据付位置・動線、材料等の搬出入経路、仮囲い、足場等を十分検討のうえ、仮設計画図を作成すること。

4. 資料の貸与

- ・ 図面等
- ・ その他必要となる個別案件 図面

5. 成果品

- ・ 設計図 …… A3 サイズ 製本 1 部
- ・ 数量調書・数量計算書 …… A4 サイズ 1 部
- ・ 工事内訳書 …… A4 サイズ 2 部 金抜き版（ A4 サイズ） 1 部
- ・ その他積算根拠等参考 資料 …… A4 サイズ 1 部
- ・ 打合せ記録書 …… A4 サイズ 1 部
- ・ 工事費概算書 …… A4 サイズ 1 部
- ・ 上記の電子データ（ PDF ファイル形式 及び CAD データ ）、工事内訳書は Excel を CD ROM にて提出すること。

6. その他の事項

- 1) 現地調査にあたっては、事前に町担当者及び学校関係者と、工程・作業者・作業範囲等を協議のうえ行うこと。
- 2) 必要に応じて業務進捗状況を町担当者へ報告すること。
- 3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書及び契約約款等に定めのない事項

大川小学校プール解体工事設計監理業務 特記仕様書

については粕屋町と受託者の協議を行うこと。

- 4) 工事費概算書は令和 8 年 9 月 15 日までに提出すること。

Ⅲ. 監理業務

1. 業務の内容

- 1) 工事監理方針の説明・工事監理方法変更等の場合の協議
- 2) 設計図書の内容の把握・質疑書の検討
- 3) 施工図等の検討の報告
- 4) 工事と設計図書との照合及び確認・結果報告
- 5) 工事監理報告書等の提出
- 6) 工程表の検討及び報告
- 7) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- 8) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
- 9) 工事請負契約に定められた指示、検査等
- 10) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い
- 11) 関係機関等各種検査立会い
- 12) 工程会議等打合せ及び記録

2. 監理の留意事項

- 1) 監理にあたって、特に指示がない限り、次の仕様書類を採用すること。
国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理業務委託共通仕様書」
建築工事監理指針 上、下巻
電気設備工事監理指針
機械設備工事監理指針
建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説

3. 提出図書

- ・ 監理日誌（月毎に提出すること。）
- ・ 打合せ議事録
- ・ 検査報告書（完了届兼完了検査報告書）
- ・ その他指示する書類

4. その他

- 1) 監理業務に従事する監理技術者は 1 級建築士の資格を有する者でなければならない。
- 2) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書及び契約約款等に定めのない事項については粕屋町と協議を行うこと。